



第17回

■これからの市民協働

これまで、市民協働に関するさまざまな取り組みについて、具体例を紹介してきました。今回は、これからの市民協働、地域づくりについて考えてみたいと思います。

自治会やNPOなど、実際に地域の現場で活動をしている人たちからは、担い手不足や一部の人への負担の集中、また、協働の相手である行政の部局間の縦

新たな市民協働の未来に向かって

市民協働安全課 (☎354-8179 FAX354-8316)

割りなど、多様な課題をお聞きしています。これらの課題を地域と行政が共に解決するには、既存の取り組みに対する振り返りが重要であると考えています。

■協働で生み出す新たな計画

本市では、総合的に市民協働を促進するための具体的な施策を定めた「市民協働促進計画」を平成28年に策定しました。

計画の策定を契機に動き出した事業がある一方、引き続き検討すべき課題も残っています。

来年度は、令和3年からの次期「市民協働促進計画」策定の準備を進めていきます。

市民の皆さんが豊かで幸せに暮らせる持続可能なまちとなるよう、親しみやすく分かりやすい計画の策定を目指します。

ぜひ今後のパブリックコメントなどに皆さんのご意見をお寄せください。



市民協働促進計画 (2016年度～2020年度)



第5回

■緊急輸送道路とは

地震などの大規模な災害が発生した際、発災直後から救助活動や救急・消火活動、応急復旧や被災者への物資の供給を円滑かつ確実にを行うため、緊急車両の通行を確保できるようあらかじめ指定された道路を「緊急輸送道路」と言います。

指定の対象となっているのは、主要な道路や県・市町村の庁舎、救援物資等の備蓄地点などの防

緊急輸送道路を知っていますか？

危機管理室 (☎354-8119 FAX350-3022)

災拠点を連絡する道路です。市内では、東名阪自動車道や伊勢湾岸自動車道等の高速道路、国道1号・23号のような一般国道、国際拠点港湾である四日市港につながる道路など、58路線が指定されており、これらの道路は緊急時に、応急対策活動のため、一般の交通を規制することがあります。

■沿道建築物耐震診断

防災上特に重要な第1次緊急輸送道路の沿道建築物のうち、

昭和56年5月31日以前の既存耐震不適格建築物で、一定の要件に該当する建物については、倒壊による道路の閉塞を防ぐため、耐震診断の実施が義務付けられています。耐震診断や耐震補強を行うことにより、命や財産を守り、建物倒壊による被害拡大を防ぐことができます。

詳しくは、ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



有料広告掲載欄



唐頭・出張買取OK!

創業106年の歴史と信頼・実績!

小町の屋 KOMACHI

059-352-4253

貴金属・ジュエリーも高価買取中!

■四日市市鵜の森1丁目7-13
■9時～18時(木曜定休)



和裁士募集中
桁・袖文などを直すお仕事です。詳しくはお問い合わせ下さい。

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。